令 和 2 年 度

たつの市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

たつの市監査委員



た 監 第 2 7 号 令和3年8月23日

たつの市長 山 本 実 様

たつの市監査委員 岸田信行 たつの市監査委員 木南裕樹

令和2年度たつの市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項 及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金 不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和2年度たつの市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類

<健全化判断比率等の算定対象となる会計等の範囲>

	一般会計	-						\				\
一般会			学校給食センター事業特別会計		実質							
	一般会詞	計等に	土地取得造成事業特別会計		赤							
計属する特別会計等		る特別会計 揖龍公平委員会事業特別会計			字 上 比 上	_	\#	.				
			病院事業債管理事業特別会計			連 結						
一般会計等以外の		等以外の	国民健康保険事業特別会計				実					
の 公営企業 他 別会計り 特 別 公営企業 に係る	特別会計(公営企業)	かっち、 こ係る特	後期高齢者医療事業特別会計			質 赤						
	別会計以外		介護保険事業特別会計		字					<u></u>		
		法非適用	と畜場事業特別会計						実質		将	
	公営企業 に係る 特別会計	法適用	水道事業会計		資金不	_			公		来負	
			下水道事業会計		足比率			債 費		担比		
			国民宿舎事業会計	<u> </u>	*			/ 比		卒		
			播磨高原広域事務組合						率			
一部事務組合 · 広域連合			揖龍保健衛生施設事務組合									
			にしはりま環境事務組合									
			西播磨水道企業団									
		Ì	西はりま消防組合									
			兵庫県市町村職員退職手当組合									
			兵庫県市町交通災害共済組合									
			兵庫県後期高齢者医療広域連合	<u> </u>								
抽方/	地方公社・第三セクター等		公益財団法人童謡の里龍野文化振興財団]								
地方公位・第二にクター等		- / / 寸	地方独立行政法人たつの市民病院機構	Ê							_/	

※資金不足比率は、各会計ごとに算定される。

第2 審査の期間

令和3年7月9日から令和3年8月3日までの間

第3 審査の方法

令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の審査に当たっては、市長から送付を受けた健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から 説明を聴取し審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成され、その計数は正確であると認めた。

第5 審査の概要

健全化判断比率及び資金不足比率の審査の概要は、下記のとおりである。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

		令和2年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	<参考> 令和元年度
健	実質赤字比率		12. 35%	20.00%	_
全化判	連結実質赤字比率		17. 35%	30.00%	_
断比	実質公債費比率	10.2%	25.0%	35.0%	11.0%
率	将 来 負 担 比 率	11.9%	350.0%		16.8%
資金不足比率	と畜場事業特別会計	_			_
	水道事業会計	_	20.0%		_
	下水道事業会計	_	20.070		_
	国民宿舎事業会計	_			_

※実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額が生じていない場合は「一」で表記している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について 実質収支額は黒字となっており、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率について 連結実質収支額は黒字となっており、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について 前年度に比べ 0.8ポイント改善し、10.2%となっている。

(4) 将来負担比率について前年度に比べ 4.9ポイント改善し、11.9%となっている。

(5) 資金不足比率について

公営企業に係る特別会計 4 会計のいずれにおいても、資金不足比率は算定されていない。

3 むすび

当年度の決算に係る健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字が生じていないことから、前年度に引き続き算定されていない。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも前年度数値から 改善し、早期健全化基準(実質公債費比率 25.0%、将来負担比率 350.0%) を下回っている。

特に将来負担比率は、前年度に比べ 4.9ポイント改善し 11.9%となっている。 これは主として、前年度に比べ、将来負担額のうち、公営企業債等繰入見込額が 2,932,866千円 (11.5%)、組合負担等見込額が 178,265千円 (11.6%)、退職手当 負担見込額が 56,506千円 (1.4%)減少し、全体で 284,656千円 (0.4%)減少した ことによるものである。

しかしながら、今後、社会保障や地方創生の取り組みの充実とともに、公共施設更新や長寿命化、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等により、市財政への負担が増していくことが予測される。

今後とも、適切な市債の発行と管理により、長期的な財政の健全性を維持されるよう望むものである。

一方、資金不足比率については、公営企業に係る特別会計のいずれにおいても算 定されていない。

ついては、さらなる経営の改善に向け、より一層の工夫と努力を期待するもので ある。